

木地区 字の区域及び名称の変更に係る資料について

本審議会において、会長及び職務代理者において協議し提出することとしていた資料として、市事務局の助言を求めつつ、次のとおり作成しました。

1 第2回審議会の概要

平成28年5月20日に開催した行政区域制度審議会では、字の名称について、「木に丁目を付したものとすべき」及び「南流山を付したものとすべき」との2とおりの意見が出されました。

さらに、具体的な提案としては、街区番号1街区から5の3街区までを南流山8丁目に、街区番号63街区から68街区まで及び区画整理外の南流山小学校のある地域を南流山6丁目に、85の1街区から100街区まで及び南流山中学校のある地域を南流山2丁目に、それぞれ編入してはどうかという案（以下「既存の字区域への編入案」といいます。）が出されました。

2 既存の字区域への編入案について

既存の字区域へ編入する場合、法務局の見解によれば、既存の字区域の地番との重複を防ぐため、編入する区域の地番は、既存の字区域の最後の地番から100番又は1000番単位で間を空ける必要があるほか、将来的に空き地番が発生するということです。よって、字の区域を新たに設け、地番を振りなおすこと（▲▲一丁目1番地の1、▲▲二丁目2番地の1等）により、非常にわかりやすい地番として整理できる長所が活かせなくなります。

また、既存の字区域へ編入する場合、本審議会に諮問された案（A案～C案）に比べ、編入後の各字区域の面積及び計画人口の均一性が崩れてしまいます。

以上のように、既存の字区域への編入案は、土地区画整理事業に伴う字の区域及び名称の変更の目的のひとつである地番の明確でわかりやすい整理及び適切な字区域の区割りを達成することが大変難しくなるものと考えます。

3 資料として提出する変更案について

第2回審議会で抽出された木を推す意見及び南流山を推す意見を踏まえ、別紙1の変更案を作成しました。その理由及び考え方は、次の通りです。

(1) 字の区域について

本審議会は、木地区一体型土地区画整理事業に伴う字の区域及び名称の変更について諮問されています。

また、この諮問に係る字の区域の割り振りについては、字区域の面積及び予想される計画人口を考慮したものであるとともに、将来においても変更されることがない公共の地物、すなわち事業施行区域内で最も道路幅が広い都市計画道路及び字界として理解されやすい鉄道の線路等を字界としています。

この変更案の字の区域割は、市から提案された当初の案の区画割としました。

(2) 字の名称について

第2回審議会では、木及び南流山の双方を推す意見が抽出されましたが、「歴史ある名称であり、慣れ親しんできたものである」という理由により、基本的に木に丁目を付したものとする意見が比較的多くの委員から出されました。

一方、南流山を推す理由としては、「小中学校、幼稚園、マンション等に南流山の名称が付されており定着している」というものでした。

このことから、市事務局に依頼し、土地区画整理事業区域内の建物や施設等の名称の状況について整理したところ、別紙2のとおり状況でした。

これらのことから、字の名称を木に丁目を付したものを基本として都市計画道路の西側及び南東側に係る区域を『木一丁目』、『木二丁目』及び『木三丁目』としました。

また、別紙2のとおり、学校、幼稚園、マンション、商業施設等に南流山の名称が付されている建物や施設等が比較的多く所在する都市計画道路の北東側に係る区域を、『南流山9丁目』及び『南流山10丁目』としたものです。